

農業を営むお客様向け融資

平成31年4月1日現在

商品名	きたしんアグリサポートローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫と預金取引がある方。（普通預金取引のみでも可） ・業歴が3年以上あり税金の滞納がない方で、次のいずれかを満たす方。 <ul style="list-style-type: none"> ①認定農業者 ②直近1年間の農業所得が総所得（法人の場合は農業に係る売上高が総売上高）の過半をしめる方。 ③直近1年間の農業粗収益が200万円以上（法人の場合は農業に係る売上高が1千万円以上）の方。 ・日本政策金融公庫の保証を受けられる方。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営に必要な設備資金および運転資金。
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・個人・法人ともに100万円以上6,250万円以内。（10万円単位）
ご融資形態	<ul style="list-style-type: none"> ・証書貸付とします。
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以上7年以内。（据置期間1年以内でお取り扱いできます）
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動制金利とします。 ・当金庫所定の利率を適用させていただきます。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元金均等償還とし、年2回または年4回とします。 （お利息も元金と同じです） ①年2回の場合は2・8月または、5・11月の各25日。 ②年4回の場合は2・5・8・11月の各25日。
担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・原則不要です。
苦情処理措置 紛争 紛争 解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務グループ（9時～17時、電話：0164-22-1216）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）でも苦情等のお申し出を受け付けています。くわしくは、上記総務グループへご相談ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター、並びに札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記総務グループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、並びに北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）にお申し出ください。 また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務グループにお問合わせ下さい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資利率に日本政策金融公庫が定める補償料が加算されます。 （補償料率は年0.6%から年1.5%です） ・お申し込みの際は、事前に審査をさせていただきます。 ・ご不明の点につきましては、窓口へお気軽にお問い合わせください。